一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字宇津沢字黒森三六七の一（次の図に示す部分に限る。）、大字萩生字南中ヶ沢二九七九の四〇、字上中ヶ沢二九七八の一、大字寺泉字明神平四一五八の一、字折草沢四一五六の一、字小濁り沢四一五五の三、大字高峰字夫揃四二二〇の一から四二二〇の五まで、四二二一、字北沢三一六八八、字尾洗沢四二一七の一、四二一八の一、四二一八の四、字北沢四二一九の一、四二一九の五から四二一九の七まで、字石取沢一　四二一四の二、四二一四の三、字渋沼四二二三の一（次の図に示す部分に限る。）、四二二三の五から四二二三の七まで、字柴倉四二二四の一（次の図に示す部分に限る。）、四二二四の五、四二二五の一、四二二五の五、字大谷地四二二七の一、四二二七の二、大字手ノ子字穴切二三二八の二七、二三二八の二八、二三二八の三六、二三二八の三九から二三二八の四一まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字地獄沢四〇六八、四〇七二の二、字安道寺四一〇〇の五（国有林）、四〇九〇の一、四〇九五の一、四一〇〇の一、字作並四〇八五の二、四〇八五の七、四〇八七の二、四〇八八の一、四〇八九の一、字南洗尾四二〇四の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字石取沢二四二一四の二八（国有林）、四二一四の四、四二一四の二一から四二一四の二五まで、四二一四の三二、字栗梨沢四二一五の六、四二一五の二〇、四二一六の二、字尾洗沢四二一七の三、四二一七の四、四二一八の三、大字萩生字立岩三〇二三の六・三〇二三の八・三〇二三の九（以上三筆国有林）、三〇二三の一から三〇二三の五まで、三〇二三の七、字椛澤三〇〇六の五、字瀧ノ澤三〇二一の二一、字二ノ経操三一〇二の二、字行人沢三一〇三の二、字前野三一〇七の一六・三一〇七の一七（以上二筆国有林）、三一〇七の一五、三一〇七の一八、字筋山三一〇四、三一〇五の一、三一〇五の二、三一〇五の一〇から三一〇五の二〇まで、三一〇五の二九、三一〇五の三一、三一〇五の三三から三一〇五の三七まで、大字手ノ子字塩波二三七〇の一、字下塩波二一八六五の乙、一八六五の四、一八六六の五、字大比戸二三一〇の一〇（国有林）、二三一〇の四、字柏手二三〇四の一、二三〇四の一九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字筋山三一〇四、三一〇五の一、三一〇五の二、三一〇五の一〇から三一〇五の二〇まで、三一〇五の二九、三一〇五の三一、三一〇五の三三から三一〇五の三七まで、字塩波二三七〇の一、字下塩波二　一八六五の乙、一八六五の四、一八六六の五

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市角野四六字尼頭山一の一、一の三、一の四、一の七、四七字タマダイ一の三、一の四、一の八、一の九、一の一二から一の一四まで、一の一六、一の一七、一の二〇から一の二三まで、五八字小栃蔵山一の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

月見谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県多治見市月見町二丁目

六四番　一号

九二番　二号

六七番　三号

五三番一　四号

国会事項

衆議院

議決通知

四月十日鬼塚事務総長から鳩山裁判官訴追委員会委員長及び中村参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

泉　健太（三日月大造の補欠）

同予備員

第四　三日月大造（泉　健太の補欠）

議案提出

四月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

会社法の一部を改正する法律案（階猛外一名提出）

議案送付

四月十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

健康・医療戦略推進法案

独立行政法人日本医療研究開発機構法案

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

武器貿易条約の締結について承認を求めるの件

議案撤回

四月十日次の議案は憲法審査会において撤回を許可した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸外三名提出、第百八十三回国会衆法第一四号）

質問書提出

四月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍政権における村山談話及び河野談話に係る「統一的見解」に関する質問主意書（辻元清美提出）

村山総理大臣談話の「閣議決定の有無」についての認識と、「事務方から上がってきたペーパー」に関する質問主意書（辻元清美提出）